

習志野市企業局

障がいのある職員等が活躍できる

雇用推進計画

令和2年4月1日

習志野市企業局

令和 2 年 4 月 1 日

習志野市企業管理者

I. 総論

1. 計画策定の背景と目的

令和元年 6 月 14 日に公布された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改める法律」の施行に伴い地方公共団体は、国が障害者雇用対策基本方針に基づき定めた障害者活躍推進計画作成指針に即した活躍推進計画を定めることが義務づけられました。

習志野市企業局においても、障がい者の雇いを推進するとともに、同一の職に長期に定着するだけでなく、障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できる環境を維持することを目的として計画を策定する。

2. 計画期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（5 年間）

なお、計画の実施状況や社会状況の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

3. 障がい者雇用に関する課題

障がいのある正規職員及び会計年度任用職員（以下、本計画において「障がいのある職員」という。）が現に勤務しており、定着状況は概ね順調であるが、職場の障がいへの理解をより深める取組を継続して行うことで、障がいのある職員が永く自信をもって活躍できる職場作りに努めるとともに、積極的な採用活動を行い、法定雇用率を達成していくことが課題となっている。

4. 目標

(1) 採用に関する目標

目標：実雇用率において法定雇用率を達成する。

（各年 6 月 1 日時点）

法定雇用率達成後は、各年 6 月 1 日時点の法定雇用率以上の実雇用率となるよう障がいのある職員の雇用を目指す。

（参考）令和元年 6 月 1 日時点の実雇用率：1.5%

令和元年 6 月 1 日時点の法定雇用率：2.5%

(2) 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせないようにする。

採用後 1 年以内の不本意な離職を 0 とする。

II. 取組内容

1. 障がいのある職員等の活躍を推進する体制整備

(1) 障がい者雇用推進者として企業総務課長を選任する。

(令和元年12月5日に選任済)

(2) 勤務する障がいのある職員の職業生活全般についての相談、指導

を行う障がい者職業生活相談員として企業総務課職員を選任する。

(3) 必要に応じ、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談

員資格認定講習や精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を

受講させることで、障がいのある職員の働きやすい職場づくりをすす

める。

2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

障がいにより、従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備、人事管理

(1) 障がい者の職業生活に係る相談窓口の周知と必要に応じた面談を実施する。

(2) 障がい特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、障がい者の積極的な採用に努める。

(3) 募集・採用に当たり、以下の取扱いを行わない。

- ・ 特定の障がいを排除し、又は特定の障害に限定する。
- ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

4. その他

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。